

小田原市二要素認証・監視システム等再構築に係るプロポーザル実施要領

1 目的

本市の庁内ネットワークで利用している「二要素認証システム」、「ネットワーク監視システム」は平成30年9月30日に契約満了となる。については、本市の現状に即した効果的なシステムを再構築する事業者の選定をするにあたり、通常の金額的評価に企画提案を加えたプロポーザル方式による総合的評価をもって選定を行う。

2 業務の内容

(1) 業務名称

小田原市二要素認証・監視システム等再構築業務

(2) 契約期間

平成30年10月1日から平成35年9月30日まで（60 箇月）

(3) 提案上限額：53,000千円（消費税込）

ア 提案上限額は、システムの規模範囲を示すものであり予定価格ではない。

イ 提案上限額は、システム構築にかかる初期費用及び本契約満了までに要する運用費用を足した額とする。

ウ 提案上限額は、リース料率1.85%分を含めた金額とする。

エ 機器調達の方法は指定しないが、リースによる機器調達等が発生する場合、リース契約の事業者は別途小田原市が実施する競争入札により選定することとする。

オ 提案上限額を超える額で提案した事業者は失格とする。

3 参加資格

参加資格は以下のすべてに該当する者とし、途中で参加資格要件を欠いた場合は参加資格を失うものとする。

(1) 小田原市の指名競争入札参加資格者名簿に登載された者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

(3) 提案参加届の提出時点において、会社法（平成17年法律第86号）第475条又は、第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

(4) 国税及び地方税の滞納がない者

(5) 公示から契約締結までの間において、小田原市又は神奈川県より指名停止等の措置を

受けていない者

- (6) 小田原市暴力団排除条例（平成23年12月13日条例第29号）第2条第2号、第4号又は第5号に該当する者でないこと。

4 日程表

項番	内 容	日 程	関連項目
1	参加募集の公表	平成30年4月16日（月）	
2	提案参加の意思表示	平成30年4月23日（月）午後5時まで	5
3	質疑受付期限	平成30年4月27日（金）午後5時まで	6
4	質疑回答日	平成30年5月8日（火）	
5	企画提案書等提出期限	平成30年5月18日（金）午後5時まで	7
6	デモンストレーション及びヒアリング	平成30年5月28日（月）～5月31日（木）	8・9
7	選定結果の通知	平成30年6月中旬	10

※日程については、現在の予定であり、進捗状況によっては変更になる場合もある。

5 提案参加の意思表示

(1) 提出書類

ア 提案参加届【様式1】

イ 会社概要（任意様式）

※資本金、所在地、業務内容、従業員数、社歴及び取得認証が確認できるもの

ウ 直近1か年の損益計算書の写し

エ 国税及び地方税に滞納がないことの証明書

(2) 提出期日

平成30年4月23日（月）午後5時まで（必着）

(3) 提出先

小田原市役所 3階 情報システム課

(4) 提出方法

持参又は郵送（提出期日までに到着しなかった提案参加届は、いかなる理由をもっても受理しない）

6 質疑応答

(1) 問合せ方法

質問書【様式2】を電子メールに添付して行うこと。

送信先：joho@city.odawara.kanagawa.jp

メール件名：小田原市二要素認証・監視システム等再構築提案質疑（提案者名）
ファイル名：質問書（提案者名）

(2) 問合せ期限

平成30年4月27日（金）午後5時まで

(3) 回答方法

平成30年5月8日（火）までに参加事業者全員に電子メールにて通知する。なお、
質疑者に対する個別の回答は行わない。

7 企画提案書及び見積書の提出

(1) 提出期限

平成30年5月18日（金）午後5時まで

(2) 提出場所

小田原市役所 3階 情報システム課

(3) 提出方法

参加事業者による持参

(4) 提出物及び提出部数

- | | |
|---------------|------------------------------------|
| ア 企画提案書（任意様式） | 1部（社名・社判のあるもの）
9部（社名があり社判のないもの） |
| イ 見積書 | 1部（社名・社判のあるもの、封緘） |
| ウ 電子媒体（CD-R） | 1式（上記資料を記録したもの） |

(5) 企画提案書の作成要領

- ア 使用する様式は任意とする。
- イ 日本語を使用するものとする。
- ウ 企画提案書の表題は「小田原市二要素認証・監視システム等再構築企画提案書」とすること。
- エ 企画提案書はA4版で30ページ（表紙を除く）までとする。
- オ 大きな紙面が必要な場合はA3版にて企画提案書に折り込むことも可とする。
- カ 内容及び章立てについては、別紙1「企画提案書記載項目」の記載順に即して記載すること。
- キ 別紙1「企画提案書記載項目」のうち運用に関するものについては、本市の環境における運用案を具体的に記載すること。
- ク 別紙2「機能要件書」を熟読のうえ、要件を満たす提案とすること。代替案とする場合は、具体的な方法を記載すること。

(6) 見積書の作成要領

見積は別添の見積書【様式3】にて作成し、以下の費目に分けて明示すること。

- ア 初期費用

- ・導入作業費
- ・ソフトウェア・ハードウェア費
- ・認証用端末費
- ・その他初期費

イ 運用費用

- ・ソフトウェア、ハードウェア保守費
- ・運用サポート費
- ・ライセンス費
- ・回線費（データセンターを利用する場合）
- ・その他運用費

留意事項

- ・運用費用は5年間分とし、初期費用と合わせて5年間の総費用を提示すること。
- ・リースによる機器調達等が発生する場合はリース料率1.85%を含むこと。
- ・ハードウェアについては明細を添付すること。（様式自由）

(7) 提出方法

見積書の提出部数は1部とし、封筒へ封入・封緘のうえ提出すること。

封筒には件名・企画提案者の所在地・名称・代表者名を記載し、押印すること。

8 デモンストレーションの実施

企画提案書等が提出された後、提案するシステムの機能、操作性を確認するため参加事業者ごとのデモンストレーションを実施する。

(1) 日時及び場所

小田原市本庁舎において、平成30年5月28日（月）～5月31日（木）の間に実施する。開始時間等は別途通知する。

(2) デモンストレーションは各参加事業者40分以内とする。デモンストレーション終了後にヒアリングを行う。

(3) 実施方法は自由形式とする。希望する参加事業者は電子機器を用いて行うことができる。デモンストレーションで使用する機器は参加事業者において用意すること。

9 選定方法

別紙3「優先交渉権者選考方法」に基づき、当市の担当課職員により審査を行う。総合得点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

10 選定結果の通知

- (1) 優先交渉権者に決定した参加事業者に、プロポーザル選定結果通知書を送付する。
- (2) 優先交渉権者に選定されなかった参加事業者には、プロポーザル非選定結果通知

書を送付する。

- (3) 審査の結果、選定されなかった参加事業者は、結果通知書到着後15日以内に限り非選定結果について書面により説明を求めることができる。提出方法は、持参、郵送、宅配便で受け付ける。(様式は問わない) ただし、当該参加事業者の合計評価点及び順位に限り書面にて回答するものとし、審査内容及び他の参加事業者に関する説明要求は認めない。

1.1 契約

- (1) 優先交渉権者に選定した参加事業者と協議を行い、協議が整った場合、小田原市契約規則(昭和39年6月1日規則第22号)に基づく手続きを経て契約を締結する。
なお、協議の際、双方の合意の上、仕様書及び提出した企画提案書の内容を一部変更する場合がある。
- (2) 優先交渉権者選定後から契約締結までの間に、次に掲げる事項が生じた場合は、本プロポーザル審査における最高得点者の直近下位の参加事業者と協議を行うこととし、更に合意に達しない場合は、その直近下位の参加事業者と協議を行うものとする。ただし、いずれの参加事業者も、本プロポーザル審査における総合得点が満点の6割以上であることを条件とする。
- ア 契約に関する諸手続きの中で合意に達しない場合
 - イ 会社更生法を申請するなど契約の履行が困難と認められる場合
 - ウ 小田原市条例に違反する等、委託先として適切でないと判断した場合

1.2 各関係法令等の遵守

参加事業者は、提案参加届の提出をもって本実施要領の内容を遵守することを誓約するものとみなす。参加事業者が各関係法令等に違反した場合は、上記同様に取り扱うこととする。

1.3 その他留意事項

- (1) 次のいずれかに該当した場合は、その者の提案は無効とする。
- ア 提出期限に遅れて企画提案書等を提出したとき。
 - イ 参加資格を有しないものが企画提案書等を提出したとき。
 - ウ 同一の参加者が2つ以上の企画提案書等を提出したとき。
 - エ 提案に際して連合等の不正行為があったとき。
 - オ 企画提案等に虚偽の記載があったとき。
 - カ 見積書の金額、名称、代表者、印章若しくは重要な文字の誤脱又は判読しがたい見積書及び金額を訂正した見積書を提出したとき。
 - キ その他、本実施要領に記載の事項に違反した時や提案者に求められる義務を履

行しなかったとき。

- (2) 企画提案書等の作成経費や旅費等の必要経費を含んだ一切の費用は企画提案者側の負担とする。
- (3) 提出書類は、採択・不採択にかかわらず返却しない。
- (4) 企画提案書等の提出後の内容変更・追加・削除・再提出は認めない。
- (5) 企画提案書等の著作権等の権利は、すべて当市に帰属する。
- (6) 審査に係る電話等による問い合わせには応じない。
- (7) 提案参加届の提出後においても、辞退届（任意様式）を提出することで、いつでも本プロポーザルを途中で辞退することができる。また、参加を辞退した場合でも、これを理由として今後の事業者選定等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- (8) 参加事業者の提出書類、参加資格等に瑕疵があることが判明した場合、その内容を審査し、その取扱いについて決定する。当該参加事業者に、その瑕疵についてのヒアリングを行う場合もある。その瑕疵が重大又は悪質であり、プロポーザルの公正及び公平性を著しく損なうと認められる場合は、審査を失格とすることもある。

1.4 問い合わせ先及び担当

- (1) 担当（事務局）及び書類提出先

〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地

小田原市企画部情報システム課 情報システム係 担当 秀永、塩野

- (2) 電話 0465-33-1264（直通）

- (3) F A X 0465-33-1101

- (4) E メールアドレス johoh@city.odawara.kanagawa.jp